

美瑛町内の休業要請対象施設事業者の皆様へお知らせです

北海道の『休業協力・感染リスク低減支援金』の町の上乗せ支援金について

北海道の休業等要請に応じ、支援金の申請を予定している町内の事業所には、美瑛町独自の**上乗せの支援金を支給します。**

申請先は【北海道】となり、北海道の支給決定に基づき、美瑛町の上乗せ支援金分が決定されますので、**美瑛町への申請手続きは不要**です。

支援金は、北海道から美瑛町に対し、対象者交付決定通知を受理してからの事務手続きとなりますので、支払い時期が北海道分と美瑛町分は別々となります。

なお、休業等要請の期間は、**4月25日（土）から5月15日（金）まで継続して頂くことが支援金の支給要件**となります。

なお、北海道への申請手続きについては、北海道ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm>) でご確認願います。

～支援金の内訳～

対象	北海道の休業要請による休業事業者		19時以降酒類提供を取り止めた飲食店等
	法人事業者	個人事業者	
支援金額	北海道から30万円	美瑛町から10万円	美瑛町から20万円
		北海道から20万円	北海道から10万円
申請先	北海道 ※美瑛町への申請手続きは不要です。		

【お問合せ先】

○北海道の『休業協力・感染リスク低減支援金』について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部休業要請相談専用ダイヤル

電話011-206-0104 又は 011-206-0216

(受付時間は、8:45～17:30)

○美瑛町が実施する上乗せ分の支援金について

美瑛町役場商工観光交流課 電話0166-92-4321

(受付時間は、8:30～17:15平日のみ)